# 新型コロナウイルス感染症 県立学校対応マニュアル

< 追補版 >

# 福島県教育委員会

(令和4年4月26日現在)

#### <感染急増時において児童生徒・教職員に感染者が発生した場合>

### 《学校》

教育委員会、学校医等と相談の上、

臨時休業(範囲、期間等)の措置を判断する。

- ①情報収集
- ②保護者及び関係者への連絡

(※プライバシーに留意)

③学習支援や相談体制の整備



福島県教育委員会 ※感染者の報告 別添様式1・2を使用

福島県保健福祉部

# 《保健所》

- ①当該児童生徒・教職員に対する指導
- ②当該児童生徒・教職員の同居家族等への 管理・指導等
- ※必要に応じて学校への助言

陽性者は、保健所の指示に従い、療養する。 (基本的な療養期間は、症状消失から3日経過して いれば、発症日から10日間)

# 情報収集 陽性者について

- ・発症日または陽性判定日の2日前からの 行動歴(授業形態、登校方法、部活動等)
- · 学年、年齢 · 性別 · 家族構成
- ・現在の症状と経過
- ・感染が疑われる経路 など

※学校内における濃厚接触者の確認を 行う。

#### 【学校内における「濃厚接触者」の確認について】

陽性者が発症した日の2日前(無症状の場合は検査の2日前)から、以下のすべての条件に合致する 接触のあった者

- ①陽性者がマスクなし(正しい状態で着用していない場合を含む)
- ②手が触れる距離(1m以内)
- ③15分以上接触した(会話・カラオケ等)

\*学校内においては、マスクなしで接触する可能性が高い昼食時や部活動等の活動時、学校外活動などの状況について、よく聞き取りをする。

#### 該当者

児童生徒については、「濃厚接触者」として出席停止扱いとする。

- ・待機期間は、陽性者と最後に接触のあった日の翌日から7日間とする。
- ・待機期間中は、不要不急の外出を控え、家庭内において感染対策を徹底するよう指導する。
- ・待機期間中、体調不良が見られた場合は、速やかに医療機関を受診するよう指導する。
- \*濃厚接触にあたらず、ただ陽性者と接触があったという場合や、濃厚接触者や行政検査対象者と同居しているという理由により、登校を控えるよう求める必要はない。(当該家族から感染の不安等があるため休みたい旨の申し出があった場合は、学校長の判断による。)

#### 《 臨時休業の判断について 》 \*期間については、学校医等と相談し決定する。

- ○濃厚接触者や未診断の発熱等の有症状者を確認する間→陽性者が所属する学級の学級閉鎖や 部活動等の停止
- ○濃厚接触者等の確認により学級内に多数の該当者がいる場合→学級閉鎖を継続(部活動も同様)
- ○濃厚接触者等が複数の学級や学年にまたがっている場合→他の学級の学級閉鎖や学年閉鎖
- ※地域の感染状況だけでなく、各校の状況に応じて感染リスクの高い活動の制限等を判断する。